

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 13 条）
 - 第 2 章 内国旅行の旅費（第 14 条－第 26 条）
 - 第 3 章 外国旅行の旅費（第 27 条－第 34 条）
 - 第 4 章 雑則（第 35 条－第 37 条）
- 付則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）の業務のため旅行する法人の役員および職員（以下「役職員」という。）等に対して支給する旅費に関して必要な事項を定め、業務の円滑な運営と旅費の適正な支出を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 法人が役職員および役職員以外の者に対して支給する旅費については、別に定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

（用語の意義）

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦(本州、北海道、四国、九州およびこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。)における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国(本邦以外の領域(公海を含む。)をいう。以下同じ。)との間における旅行および外国における旅行をいう。
- (3) 役員 公立大学法人滋賀県立大学定款第 8 条に規定する役員（非常勤を除く。）をいう。
- (4) 職員 公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則第 2 条第 1 項に規定する職員、公立大学法人滋賀県立大学契約職員就業規則第 2 条第 1 項に規定する職員（以下「契約職員」という。）および公立大学法人滋賀県立大学特任職員就業規則第 2 条第 1 項に規定する職員（以下「特任職員」という。）をいう。
- (5) 出張 役職員が法人の業務のため一時その勤務先（常時勤務する勤務先のない役職員については、その住所または居所）を離れて旅行し、または役職員以外の者が法人の依頼を受けた業務のため一時その住所もしくは居所を離れて旅行することをいう。
- (6) 赴任 新たに採用された役職員（契約職員および特任職員を除く。理事長が特に旅費の支給を必要と認めた役職員に限る。）がその採用に伴う移転のため住所もしくは居所から勤務先に旅行し、または転任を命ぜられた役職員がその転任に伴う移転のため旧勤務先から新勤務先に旅行することをいう。

- (7) 帰住 役職員（契約職員を除く。）が死亡した場合において、その役職員の遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
 - (8) 家族 役職員（契約職員を除く。）の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で、役職員と生計を一にするものをいう。
 - (9) 遺族 死亡した役職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹ならびに役職員の死亡当時役職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- 2 この規程において「何々地」という場合には、本邦にあつては市町村の存する地域（東京都の特別区の存する地域にあつては特別区の存する全地域）をいい、外国にあつてはこれに準ずる地域をいうものとする。

（旅費の支給）

- 第4条 役職員が出張し、または赴任した場合には、当該役職員に対し、旅費を支給する。
- 2 役職員またはその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。
- (1) 役職員が出張または赴任のための内国旅行中に退職、解雇または休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該役職員
 - (2) 役職員が出張または赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該役職員の遺族
 - (3) 役職員が死亡した場合において、当該役職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族
 - (4) 役職員が出張のための外国旅行中に退職等となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該役職員
 - (5) 役職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該役職員の遺族
- 3 役職員が前項第1号または第4号の規定に該当する場合において、懲戒解雇その他の理事長が別に定める事由に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。
- 4 役職員以外の者が法人の依頼に応じ、法人の業務の遂行を補助するために旅行する場合には、当該者に対し旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項および前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取り消しを含む。同項および同条第4項ならびに第5条において同じ。）を受け、または死亡した場合その他理事長が別に定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額または支出を要する金額で別に定めるものを旅費として支給することができる。
- 6 第1項、第2項および第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故、天災その他本人の責に帰すべきでない事由により仮払いを受けた旅費額（仮払いを受けなかつた場合には、仮払いを受けることができた旅費額に相当する金額）の全部または一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で別に定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

- 第5条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、理事長もしくはその委任を受けた者または旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令

または 旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によつて行なわれなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては業務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支給が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合には、自らまたは次条第1項もしくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、またはその変更をするには、旅行命令簿または旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、当該事項を通知するいとまがない場合その他理事長が別に定める場合には、口頭により旅行命令等を発し、またはその変更をすることができる。
- 5 旅行命令簿等の記載事項および様式は、別に定める。

（旅行命令等に従わない旅行）

第6条 旅行者は、業務上の必要または天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）によつて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、または申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第7条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、移転料、着後手当、家族移転料、渡航雑費および死亡手当とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額または実費額により支給する。
- 6 旅行雑費は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 8 移転料は、赴任に伴う住所または居所の移転について、内国旅行にあつては路程等に応じ定額により、外国旅行にあつては実費額により支給する。
- 9 着後手当は、赴任に伴う住所または居所の移転について支給する。
- 10 家族移転料は、赴任に伴う家族の移転について支給する。
- 11 渡航雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

12 死亡手当は、第4条第2項第5号の規定に該当する場合について、定額により支給する。

(旅費の計算)

第8条 旅費は、最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要または天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路または方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路および方法によつて計算する。

2 旅費の計算において円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第9条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、業務上の必要または天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、路程400キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第4条第2項第1号から第4号までの規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書および前項の規定により計算した日数による。

第10条 旅行者が同一地域（第3条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における旅行雑費および宿泊料は、その地域に到達した日の翌日から起算して、滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額、滞在日数100日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の4に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第11条 1日の内国旅行において、旅行雑費または宿泊料（家族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額による旅行雑費または宿泊料を支給する。

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行または陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃または車賃（家族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分およびそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第13条 旅費（仮払いに係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者および仮払いに係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の契約担当役に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部または一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかつたためその旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

2 仮払いに係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後速やかに当該旅行に

ついて前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

- 3 契約担当役は、前項の規定による精算の結果、過払金があつた場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。
- 4 第1項に規定する請求書ならびに必要な添付書類の種類、記載事項および様式は、別に定める。

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第14条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）
急行料金および特別車両料金ならびに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、1等の運賃
 - (2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
 - (3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金
 - (4) 第2号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行の場合には、同号に規定する運賃および前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
 - (5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号または第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金および前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第3号に規定する急行料金は、特別急行列車または普通急行列車を運行する路線による旅行で、業務上の必要があるものに該当する場合に限り、支給する。
 - 3 第1項第4号に規定する特別車両料金は、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行で、業務上の必要その他特別の事情があると理事長が認める場合に限り、支給する。
 - 4 第1項第5号に規定する座席指定料金は、特別急行列車または普通急行列車を運行する線路による旅行で業務上必要があるものに該当する場合に限り、支給する。
 - 5 滋賀県内の旅行の場合には、第1項第3号および第4号の規定を適用しない。
 - 6 前各項（第3項を除く。）の規定にかかわらず、特別の必要によつて急行料金または座席指定料金を徴する客車に乗車した場合には、現にその乗車に要した急行料金または座席指定料金によることができる。

(船賃)

第15条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃および棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）
寝台料金および特別船室料金ならびに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (4) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払つた寝台料金
- (5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃および前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃および料金のほか、座席指定料金

- 2 前項第1号または第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。
- 3 第1項第5号に規定する特別船室料金は、特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による旅行で、業務上の必要その他特別の事情があると理事長が認める場合に限り支給する。

(航空賃)

第16条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃、特別座席料金およびこれらに付随する費用による。

- 2 航空賃は、業務上の必要または天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路または方法によつて旅行し難いため航空機を利用した場合に限り、支給する。
- 3 特別座席料金は、前項に規定する場合であつて、理事長が特に必要と認める場合に限り支給する。

(車賃)

第17条 車賃の額は、その乗車に要する運賃とする。

- 2 自家用自動車等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車および同条第3項に規定する原動機付自転車のうち別に定めるものをいう。以下同じ。）による旅行（旅行命令権者の承認を受けた旅行に限る。）の場合の車賃の額は、前項の規定にかかわらず、1キロメートルにつき20円とする。
- 3 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第12条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。
- 4 前項の規定により車賃を計算する場合において、第1項および第2項に規定する額を異にする路程があるときは、これを区分して計算し、その区分された路程ごとに通算する。
- 5 前2項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 6 業務上の必要その他特別の事情があるもの（旅行命令権者が理事長と協議して定めるものに限る。）については、第1項および第2項に規定する額のほか、その実費額を車賃として支給する。

(旅行雑費)

第18条 旅行雑費の額は、別に定める。

- 2 県内の旅行の場合における旅行雑費の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、法人が所有し、もしくは借り上げる車、船舶等（以下「公用車等」という。）または自家用自動車等による旅行については、これらの項の規定による旅行雑費は支給しない。ただし、業務上の必要その他特別の事情があるもの（旅行命令権者が理事長と協議して定めるものに限る。）については、これらの項の規定による額を超えない範囲内で理事長が定める額の旅行雑費を支給する。
- 4 同一地域内の旅行の場合については、旅行雑費は支給しない。

(宿泊料)

第 19 条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表第 1 の定額による。

- 2 宿泊料は水路旅行および航空旅行については、業務上の必要または天災その他やむを得ない事情により上陸または着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(移転料)

第 20 条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際、家族を移転する場合には、旧勤務地から新勤務地までの路程に応じた別表第 1 の定額による額
 - (2) 赴任の際、家族を移転しない場合には、前号に規定する額の 2 分の 1 に相当する額
 - (3) 赴任の際、家族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後、家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）
 - (4) 新たに採用された役職員が赴任する場合には、第 1 号および第 2 号の規定にかかわらず別に定める額
- 2 前項第 3 号の場合において、家族を移転した際における移転料の定額が役職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、家族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。
- 3 移転料の算定において、役職員の赴任に伴う現実の移転の路程が旧勤務地から新勤務地までの路程に満たないときは、第 1 項の規定にかかわらず、その現実の路程を移転料の路程とする。

(着後手当)

第 21 条 着後手当の額は、第 18 条第 1 項に規定する旅行雑費の定額（以下この項において「旅行雑費定額」という。）の 5 夜分および新勤務地の存する地域の区分に応じた別表第 1 の宿泊料定額（以下この項において「宿泊料定額」という。）の 5 夜分に相当する額とする。ただし、次の各号に該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 役職員のための宿舍または自宅に住居を移転する場合には、旅行雑費定額 2 夜分および宿泊料定額 2 夜分に相当する額
 - (2) 赴任に伴う移転の路程が 50 キロメートル以上 100 キロメートル未満の場合には、旅行雑費定額 4 夜分および宿泊料定額 4 夜分に相当する額
 - (3) 赴任に伴う移転の路程が 50 キロメートル未満の場合には、旅行雑費定額の 3 夜分および宿泊料定額の 3 夜分に相当する額
 - (4) 新たに採用された役職員が赴任する場合には、前各号の規定にかかわらず別に定める額
- 2 前項第 2 号および第 3 号に規定する路程は、移転料算定の路程による。

(家族移転料)

第 22 条 家族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際、家族を旧勤務地から新勤務地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における家族 1 人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における役職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃および車賃の全額ならびに旅行雑費、宿泊料および着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における役職員相当の旅行雑費、宿泊料および着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における役職員相当の鉄道賃および船賃の2分の1に相当する額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか。第21条第1項第1号または第3号の規定に該当する場合には、家族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後、家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

2 役職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子を移転する場合においては、家族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における家族とみなして、前項の規定を適用する。

（同一地域内の旅行の旅費）

第23条 同一地域内における旅行については、移転料、着後手当および家族移転料は、支給しない。ただし、赴任を命ぜられた役職員が、役職員のための公舎に居住することまたはこれを明け渡すことを命ぜられ、住所または居住を移転した場合には、別表第1の路程50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額（家族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）の移転料を支給する。

（退職者等の旅費）

第24条 第4条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 役職員が出張中に退職等となつた場合には、次に掲げる旅費

ア 退職等となつた日にいた地から退職等の命令の通達を受け、またはその原因となつた事実の発生を知つた日（以下「退職等を知つた日」という。）にいた地までの旅費

イ 退職等を知つた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知つた日にいた地から旧勤務地までの旅費

(2) 役職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、かつ、新勤務地を旧勤務地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

（遺族の旅費）

第25条 第4条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 役職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧勤務地までの往復に要する旅費

(2) 役職員が赴任中死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新勤務地までの旅費

- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第3条第1項第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。
- 3 第4条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第22条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃および車賃とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは「役職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第3章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第26条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶または航空機により本邦を出発し、または本邦に到着した場合における船賃または航空賃および本邦を出発した日からの旅行雑費または本邦に到着した日までの旅行雑費については本章に規定するところによる。

(鉄道賃)

第27条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）
急行料金および寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- (1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃（業務上の必要その他特別の事情があると理事長が認める場合にあっては、最上級の運賃）
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- (4) 業務上の必要その他特別の事情があると理事長が認める場合であつて、特別の座席の設備を利用したときは、前3号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払つた運賃
- (5) 業務上の必要により別に急行料金または寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払つた急行料金または寝台料金

(船賃)

第28条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃および棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）および寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に掲げる運賃
 - ア 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、その階級内の最上級の2級下位の級の運賃（業務上の必要その他特別の事情があると理事長が認めるものにあつては、その階級内の最上級の直近下位の級の運賃）
 - イ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、その階級内の下級の運賃（業務上の必要その他特別の事情があると理事長が認めるものにあつては、その階級内の中級の運賃）
 - ウ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (3) 業務上の必要その他特別の事情があると理事長が認める場合で特別の運賃を必要とす

る船室を利用したときは、前2号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃

(4) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(航空賃および車賃)

第29条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）

による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最下級の運賃（業務上の必要その他特別の事情がある旅行で理事長が認めるものにあつては、その定める級の運賃）

(2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

2 車賃の額は、実費額による。

(旅行雑費および宿泊料)

第30条 旅行雑費および宿泊料の額は、旅行地の区分に応じた別表第2の定額による。

2 第28条第5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行地の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する額による。

3 第19条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料について準用する。

(移転料、着後手当および家族移転料)

第31条 移転料、着後手当および家族移転料の額は、それぞれ政令の転居費、着後滞在費および家族移転費に係る規定の例による額とする。

(渡航雑費)

第32条 渡航雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料および査証手数料、外貨交換手数料ならびに入出国税の実費額による。

(旅費法の準用)

第33条 死亡手当、外国旅行中の退職者等の旅費その他外国旅行の旅費に関し、この章に規定されている場合のほかは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定の例による。

第4章 雑則

(旅費の調整)

第34条 理事長は、旅行者が公用車等または法人が所有し、もしくは借り上げる施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情によりまたは当該旅行の性質上この規程の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超える旅費または通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えたこととなる部分の旅費またはその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 理事長は、旅行者がこの規程の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情によりまたは当該旅行の性質上困難である場合には、理事長が必要と認める旅

費を支給することができる。

(旅費の特例)

第 35 条 理事長は、職員について労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 15 条第 3 項の規程に該当する理由がある場合において、この規程の規定による旅費の支給ができないときまたはこの規程の規定により支給する旅費が労働基準法第 15 条第 3 項の規定による旅費または費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費もしくは費用に相当する金額またはその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(その他)

第 36 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行および同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分および同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行および同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分および同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行および同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分および同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

別表第1（第19条、第20条、第21条、第23条関係）

内国旅行の旅費

1 宿泊料

区 分	金 額
甲 地	1夜につき 15,600 円
乙 地	同 10,800

備考

- この表中甲地とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市および神戸市のうち別に定める地域その他これらに準ずる地域で別に定めるものをいい、乙地とは、その他の地域をいう。
- 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地に宿泊したものとみなす。

2 移転料

区 分	金 額
路程25キロメートル未満	88,000 円
路程25キロメートル以上50キロメートル未満	126,000
路程50キロメートル以上100キロメートル未満	144,000
路程100キロメートル以上300キロメートル未満	178,000
路程300キロメートル以上500キロメートル未満	220,000
路程500キロメートル以上1,000キロメートル未満	292,000
路程1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	306,000
路程1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	328,000
路程2,000キロメートル以上	381,000

備考 路程の計算については、1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを1キロメートルとする。

別表第2（第30条関係）

外国旅行の旅費

区 分		金 額
旅行雑費		1夜につき 5,400 円
宿泊料	指定都市	1夜につき 37,600
	甲地	同 31,400
	乙地	同 25,200
	丙地	同 22,500

備考

1 表中の「指定都市」、「甲地」、「乙地」および「丙地」とは、次の各号に規定する地域とする。

(1) 指定都市

シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤドおよびアビジャンの地域

(2) 甲地

北米地域、欧州地域および中近東地域として2で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域でアゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニアおよびロシアを除いた地域

(3) 乙地

指定都市、甲地および丙地以外の地域（本邦を除く。）

(4) 丙地

アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、アフリカ地域および南極地域として2で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で、インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマーおよびマレーシアを含む。）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオおよび香港ならびにそれらの周辺の島しよを除いた地域

2 1に規定する「北米地域」、「欧州地域」、「中近東地域」、「アジア地域（本邦を除く。）」、「中南米地域」、「大洋州地域」、「アフリカ地域」および「南極地域」とは、次の各号に定める地域とする。

(1) 北米地域

北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島およびグアムならびにそれらの周辺の島しよ（西インド諸島およびマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）

(2) 欧州地域

ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバおよびロシアを含み、トルコを除く。）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタおよびキプロスならびにそれらの周辺の島しよ（アゾレス諸島、マデイラ諸島およびカナリア諸島を含む。）

(3) 中近東地域

アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコおよびレバノンならびにそれらの周辺の島しよ

(4) アジア地域（本邦を除く。）

アジア大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシアおよび前号に定める地域を除く。）、インドネシア、東ティモール、フィリピンおよびボルネオならびにそれらの周辺の島しよ

(5) 中南米地域

メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島およびイースターならびにそれらの周辺の島しよ

(6) 大洋州地域

オーストラリア大陸およびニュージーランドならびにそれらの周辺の島しよならびにポリネシア海域、ミクロネシア海域およびメラネシア海域にある島しよ（ハワイ諸島およびグアムを除く。）

(7) アフリカ地域

アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島およびセーシェル諸島ならびにそれらの周辺の島しよ（アゾレス諸島、マデイラ諸島およびカナリア諸島を除く。）

(8) 南極地域

南極大陸および周辺の島しよ

- 3 船舶または航空機による旅行（外国を出発した日および外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における旅行雑費の定額は、丙地について定める額とする。